# PREMACE はしがき

民法の試験は難しい。本書を手に取られた読者は、そう感じ(あるいはそう 聞い)ているのではないだろうか。様々ある出題形式の中でも特に厄介なのが、 「事例問題」と呼ばれるものである。

その厄介さには、大きく分けて二つの理由がある。第1に、事例問題を解くためには、ある事例に適用されうる法規範を総動員しなければならない。実際の法的な紛争(と、それをモデルにした事例問題)では、いくつもの法規範を段階的にあるいは選択的に用いることになるが、それらの法規範は、何十時間にも及ぶ授業の中のあちこちにちりばめられている。つまり、授業では個々の法規範が分野ごとに一つずつ解説されていくのに対して、事例問題を解くためには、様々な分野で解説された法規範を横断的に用いることが求められる。第2に、事例問題に解答するには、ある種の文書作成スキルが求められる。民法の授業では、このような「解き方」の解説に割く時間がないことが多く、その習得は、学習がある程度進んだ後にゼミナール等か、あるいは予備校等の大学外での学習に委ねられることになる。その結果として、多くの学生は、解き方を説明されないまま民法の試験に臨んでいる。

本書は、法学部 1~4 年生文は法科大学院未修者コースの学生が(はじめて) 民法の定期試験に臨むことを想定して、このような厄介さを克服する一助となるよう、「事例問題の解き方」の習得を目標とした演習教材である。もちろん、この解き方には、法解釈の結論と同様に、唯一絶対の正解は存在しないが、著者一同の経験を踏まえた本書の記載は、読者にとって一定の指針となるはずである。このような解き方は、司法試験や予備試験、法科大学院入試にも共通して求められるものであるため、法曹コース生や法科大学院既修者コースの学生等、より幅広い読者の役に立つことも期待される。

本書は、まずは基礎編として、具体的な事案における法の適用のあり方や、 その難しさの源を説明した①基本となる単純な法律関係と、そのことを踏まえ た②民法事例問題の解き方が説かれる。この部分を言語化していることが本書 の特徴であり、本書全体の土台となる。その後に、実践編として、学習の中心 (典型)となるような 16 のテーマについて、題材となる 問題 を掲げ、問題 &解 答の Point を付したうえで、解説している。また、一部のテーマについては、 答案の構造を一覧できる答案構成ノートを示し、最後に著者の作成した答案例 を挙げている。全てのテーマについて紙面に答案例を載せることが望ましいが、 価格面でも多くの読者が手に取りやすくするために、頁数を抑えることが優先 された。残りのテーマについての答案構成ノートと答案例は、Web 上(右リン ク先)で掲載されているので、学習の補助に利用してほしい。最終的な目標は、 問題を読んで独力で答案を作成できるようになることであるが、解説や答案構 成ノートを用いて答案例を理解する、答案構成ノートだけを参照して答案を作 成する等、多様な使い方ができるはずである。作成した答案を自分で読み返す だけでなく、学友の作成したものと比較・検討する機会を持つことも有益であ る。本書は民法の授業を受ける傍ら、ひとりで、自主ゼミで、あるいは法曹コ ース等の演習で活用することのできる、息の長いパートナーとなってくれるこ とだろう。

実践編の執筆にあたって、著者の作成した答案例を掲載することには、懸念もあった。作成者によってスタイルの違いもある程度許容されるものであるが、答案例の掲載は、枝葉末節ともいうべき字句や表現が唯一の正解として流布することにつながりかねないからである。しかし、答案作成の方法として著者の間で最低限のものとして共有されている「解き方」を伝えるのが本書の目的である。基礎編で紹介した解き方をより分かりやすく伝えるためには、実際の答案に反映させる必要があることから、最終的には著者全員の意向として、掲載することが決まった。答案例を読み、又は実際に書いてみることで、解説に現れているいわゆる論点を理解するだけでは、答案を書くのが難しいことに気づくはずである。この気づきをきっかけに、読者がさらなる学習へと踏み出していくことを願うばかりである。

最後に、本書の刊行にあたって、有斐閣の笹倉武宏氏、荻野純茄氏、小室穂 乃佳氏の多大なるご尽力を賜ったことには、深い感謝の意を表したい。本書の 構想に共感して、企画段階から異例ともいえる頻度・回数での長時間の打ち合 わせの中で適切に助言をいただき、また、困難な編集作業をタイトなスケジュ ールの中で進めていただけたお陰で、本書の刊行を迎えることができた。この 場を借りて、著者一同から心よりお礼を申し上げる。

2024年8月

岩川隆嗣大塚智見小峯庸平瀬戸口祐基

書籍にない答案構成ノート・答案例は Web に掲載 ☞

Q 民法演習 はじめて解いてみる 16 問

https://www.yuhikaku.co.jp/books/detail/9784641233355



### 著者绍介

### 岩川降嗣 いわかわ たかつぐ

2013年 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻 修了 東京大学大学院法学政治学研究科 助教

現 在 慶應義塾大学法学部 准教授

### 大塚智見 おおつか ともみ

2013年 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻 修了 東京大学大学院法学政治学研究科 助教

現 在 大阪大学大学院法学研究科 准教授

### 小峯庸平 こみねょうへい

2013年 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻 修了 東京大学大学院法学政治学研究科 助教

現 在 一橋大学大学院法学研究科 准教授

### 瀬戸口祐基 せとぐち ゆうき

2013年 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻 修了 東京大学大学院法学政治学研究科 助教

現 在 神戸大学大学院法学研究科 准教授

# 目 次

₩ 基礎編				
1			基本となる単純な法律関係	1
2			民法事例問題の解き方	13
	<b>⇔</b> ∩₽ <i>%</i> =	_		
実践編		Ħ		
総	則	01	意思表示の解釈と錯誤	
		02	虚偽表示・・・・・・・	37
		03	表見代理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
物	権	04	不動産物権変動·····	<b>5</b> 3
		05	動産物権変動と即時取得	64
一担保物権 <b>06</b>		06	物上代位	71
		07	抵当権に基づく妨害排除請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
債権総論 08		80	債務不履行による損害賠償	92
09			種類債権	07
10		10	詐害行為取消権····································	15
		11	倩権譲渡······1	24
<b>債権各論</b>		12	債務不履行による解除····································	32
一契	約	13	契約不適合責任····································	41
		14	賃貸人たる地位の移転	49
一不	法行為	15	一般不法行為····································	57
		16	使用者責任	68

1	主張と反論	、原則と例外	35
2	民法と民事	執行法	90
3	契約条項と	法規範	105
4	民法改正		140
5	四者四様	出題の趣旨	176

# 基本となる単純な法律関係

Written by 岩川隆嗣

- 1 はじめに
- 2 売買契約
- 3 不法占有

## 1 はじめに

民法の事例問題に解答するためには、まずは事例問題の基本・ベースとなる 単純な法律関係を、正確に理解しておくことが必要となる。

しかし、単純な法律関係といっても、これを正確に理解することは、容易ではない。民法の 1050 条に及ぶ条文が、民法総則(第 $1編\cdot1$  条以下)・物権法(第 $2編\cdot175$  条以下)・債権法(第 $3編\cdot399$  条以下)といった分野を超えて、横断的に適用されるからである。これら各分野の知識に加えて、分野横断的な条文の適用関係の理解まで必要なのである。この点は、民法の学習を難しくしている理由の1つ、といいうるものである。

本項目は、実践編に入る前に、この学習上の困難を解消しておくことを目的とする。以下、事例問題の基本となる単純な法律関係を、分野横断的な条文の適用関係に着目して、説明していこう。

### 2 売買契約

事例問題の基本となる単純な法律関係の第1は、**売買契約**である。つまり、 誰かが誰かから物を買う、誰かが誰かに物を売る場合の法律関係である。次の 例を見てみよう。

例1:Aは、家電業者Bから、20万円で中古パソコンを購入した。

例1では、AB間で売買契約が成立する。その中心的な条文は、債権法にあ

# 民法事例問題の解き方

Written by 大塚智見

- 1 はじめに
- 3 答案を書く①――答案の「型」
- 2 問題を読む
- 4 答案を書く②---条文・判例・学説の使い方
- 5 答案を書く③ --- 形式的事項

# 1 はじめに

民法の試験では、具体的な事例が提示され、そこにおいて、「A はどのような権利を有するか」、「A は B に対しどのような請求をすることができるか」などと問われることが多い。このような事例問題は、法の解釈を抽象的に理解しているかだけでなく、具体的な事例においてそれを適切に適用することができるかを試すものである。つまり、事例問題を解くためには、単に抽象的な解釈論を暗記するだけではなく、それを具体的な事例において使いこなせるように習熟する必要がある。

本書は、その全体を通じて、民法の事例問題をどのように解くべきかを解説するものである。特に、具体的な事例問題を解く上で、教科書などにおける抽象的な記述がどのような意味を持つのかが中心に論じられる。本項目は、それら個別の解説に先立ち、より一般的に、民法の事例問題をどのように解くべきかを説明する。もっとも、全ての事例問題に対応できるほどの枠組みは存在しない。実際に事例問題を解くにあたっては、「問われていることに答える」という当たり前のことを意識しながら、適切な法の解釈及び適用を示すことを心がけてほしい。

# 2 問題を読む

### (1) 事例問題で問われること

上記のとおり、事例問題では、「A はどのような権利を有するか」、「A は B に対しどのような請求をすることができるか」などと問われることが多い。こ



# 01

# 意思表示の解釈と錯誤

Written by 岩川隆嗣

ストゥディア1:114-130頁 LQI:123-130, 167-182頁 アルマ1:156-157, 164-165,

- 1 契約の成立
- 2 錯誤の成否

とが求められる。

3 補論:動機の錯誤

### 問題

A は、自らの事業で用いる機械を 1 台、代金 100 万円とするつもりで、 B 社に発注を行った。しかし、 A は誤って、注文票に発注数を 11 台と入力していた。この注文票を受領した B 社は、注文を了承する旨を通知し、 A に対し代金 1100 万円を請求した。

- (**周 1**) このとき、AB 間で機械 11 台・代金 1100 万円の売買契約は成立しているか。
- (**問 2**) 成立するとして、A は錯誤を理由として、当該契約の意思表示を取り 消すことはできるか。

問題**&**解答**の** Point B の請求は、機械 11 台分の売買契約(555 条)の成立を前提に、その売買契約から発生する 1100 万円分の代金債権を根拠とするものである。しかし、A は 1 台・100 万円で機械を発注する意思を有しており、11 台・1100 万円で発注する意思は有していなかった。

**問1**は、まず、このような経緯でAとBとの間で締結された11台・1100万円での機械の売買契約は、そもそも成立したといえるのかを問うものである。**問2**は、仮に成立するとして、Aの意思表示は、錯誤(95条1項1号)により取り消しうるものとならないか、を問うものである。本間で問題となる錯誤の要件は、原則的に、①錯誤が存在すること(95条1項柱書)、②錯誤に因果関係と重要性が認められること(同)、③Aに重過失が存在しないこと(95条3項柱書)、の3つである。本間では、これらの要件の充足を丁寧に検討するこ

# 1 契約の成立

### (1) 法律行為と意思表示

民法には、「法律行為」という概念が存在する(第1編第5章など)。「法律行為」は、意思表示を構成要素とする、権利変動を生じさせる行為、などと定義される。重要なのは、民法にいう法律行為は、意思表示、すなわち人が一定の法的効果を求める意思の表明を構成要素としている点である。それゆえ、意思表示を要しない行為は、たとえそれが法律に関係するものであったとしても、法律行為とは扱われない(例えば、売買代金債務の弁済)。

この法律行為には、一般的に、次の3種類が存在するとされている。

1つ目が、契約である。契約は、意思表示が合致することによって成立する。 すなわち、契約の意思表示は、それぞれ一方当事者から他方当事者に向けて行 われるのであり(A→←B)、それぞれの意思表示(一方を申込み、他方を承諾とい う)の内容が合致する、すなわち合意されることによって、契約は成立する (522条1項)。こうして成立した契約に基づいて、債権債務の発生や所有権移 転などの権利変動が生ずるのである。

2つ目が、単独行為である。単独行為は、一方的な意思表示のみによってなされる。すなわち、契約とは異なって、一方的に行われるのであり  $(A\rightarrow)$ 、意思表示の合致は要しない。一方的に行使でき、それによって一定の権利変動が生じるのである。代表例としては、**問2**で扱う取消権  $(95 \, \$ \, 1 \, \mbox{項。ほか、} 96 \, \$ \, 1 \, \mbox{項・5 <math>\$ \, 2 \, \mbox{ 項など})}$  の行使が挙げられる。

3つ目が、合同行為である。合同行為は、複数当事者による内容と方向を同じくする意思表示によってなされる  $(A \cdot B \rightarrow)$ 。代表例としては、法人の設立  $(33 \, \$ \, \alpha \, \epsilon)$  が挙げられる。

### (2) 意思表示の構造

これらの意思表示は、おおむね、動機に基づいて、効果意思が形成され、表示行為が行われる、という3つのプロセスに分けられる。動機は、例えば機械を購入して事業に用いれば事業規模の拡大が見込めるために、機械を買うといった、法律行為をする意思を形成するに至った理由を意味する。効果意思は、

### 答案構成ノート

- 1 問題の所在
- B の請求の根拠:11台・1100万円分の売買契約から生じる代金債権。
- →この内容で意思表示は合致しており、契約は成立しているといえるか(問 1)。成立するとして A は錯誤により意思表示を取り消しえないか(問2)。
- 2 問1: 意思表示の解釈・狭義の契約解釈

Aの意思表示の内容は、原則として表示行為の客観的解釈によって定まる。 効果意思が欠けても可。

- 3 問2:錯誤の成否
  - ①錯誤の存在:95条1項1号。意思表示に対応する効果意思の不存在。→
  - ②因果関係と重要性:主観的因果性と客観的重要性。売買の基本事項・11 倍。→○
  - ③重過失の不存在。ただし、相手方が錯誤を知っていたか重過失である場合、 又は共通錯誤の場合は、この限りでない。
    - →結論は③次第で変わる。

### 答案 例

まずは全体に共通する ▶ 1 問題の所在 問題の所在を明確にす る。

本間のBの請求は、11台・1100万円分の機械の売買契約(民法 555 条。以下条数のみを示す)から生ずる、代金債権に基づくものである。 しかし、この契約は、1台・100万円分の機械の売買契約を締結する意 思を有していた A が、誤記による表示行為に基づいて締結したもので ある。

このとき、AB 間で機械 11 台・代金 1100 万円という意思表示の内 容が合致しており(522条1項)、同内容の売買契約が成立するといえ るのか (問1)。また、仮に成立するとして、錯誤 (95条1項) を理由 に意思表示が取り消しうるものとなり、取消しの結果、同契約は消滅し ないか(間2)。以下、検討していこう。

### 2 間1: 意思表示の解釈・狭義の契約解釈

まず、Aの意思表示について、表示行為と内心の意思が不一致である 場合、その意思表示の内容をいかに解釈すべきかが問題となる。

この問題については、内心の意思に従って意思表示の内容が解釈され ると相手方の信頼が害されるし、自ら誤った表示行為をしている表意者 はその不利益を甘受すべきといえる。したがって、意思表示の内容は、 原則として表意者の内心とは無関係に、表示行為の客観的な解釈により 決せられる、と解される。ただし、両当事者がそれと異なる内容の、共 解説では省略したが、 ▲ 通の内心の意思を有していた場合は、別である。

> そして、その結果として意思表示が効果意思を欠くこととなる場合も、 原則的にその意思表示は有効であり、別に錯誤(95条1項1号)など の問題が生ずるに留まる。

> 本問では、A の表示行為は、客観的には機械 11 台・代金 1100 万円 の意味としか解釈できない。そして、これと異なる内容の内心の意思を

定立→あてはめ→結論 という流れで書かれて いることを意識しよう。

以下、問題提起→規節 ▶

別の見解もある (付与 意味基準説)。この見 解を採っても可。

### \共著者から見て/



特に95条について、どの条文の文言を、どのように解釈しているのかが明快な答案 です。いちいち面倒だと思うかもしれませんが、民法では条文の文言が出発点となり ますので、そのことを意識した丁寧な記述を心がけたいです。

### 民法演習 はじめて解いてみる 16 問

Civil Law Seminar: 16 cases & questions for beginners

2024年10月15日初版第1刷発行2024年11月30日初版第2刷発行

著 者 岩川降嗣・大塚智見・小峯庸平・瀬戸口祐基

発行者 江草貞治

発行所 株式会社有斐閣

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-17

https://www.yuhikaku.co.jp/

装 T Sinn

印 刷 大日本法令印刷株式会社

製 本 大口製本印刷株式会社

装丁印刷 株式会社享有堂印刷所

落丁・乱丁本はお取替えいたします。 定価はカバーに表示してあります。 ©2024, Takatsugu Iwakawa, Tomomi Otsuka, Yohei Komine, Yuki Setoguchi. Printed in Japan ISBN 978-4-641-23335-5

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行 業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内の利用でも著作権法違反です。

**□COPY** 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(一社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088, FAX 03-5244-5089, e-mail:info@jcopyor.jp)の許諾を得てください。